

第1節 防災活動体制

全 部

市域に大規模な地震災害時に、市は、速やかに災害対策本部等組織の編成、要員の確保を行い、初動体制を確立するとともに、関係機関と緊密な連携を図りつつ地震災害の発生を防御し、又は応急的救援を行うなど災害の拡大を防止するための活動体制を整備する。

なお、災害応急段階においては、市及び関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮する。

1 災害対策本部

市災害対策本部の設置、組織及び所掌事務等については、第2編第2章第2節「防災活動体制」に準ずる。ただし、震度5強以上の地震が発生した場合は、自動的に災害対策本部を設置するものとする。（資料1-2～1-4参照）

2 地震発生時の緊急配備体制

配備体制については、第2編第2章第2節「防災活動体制」に準ずる。ただし、地震災害時における職員配備体制については、次のとおりとする。

(1) 配備基準及び配備体制

	発 令 基 準	本 部	配備職員	活動内容
第0号配備	(1) 栗原市内で震度4の地震が観測されたとき。 (2) その他本部長（市長）が必要と認めたとき。	警戒配備	災害に関係のある部、課、総合支所の所要人員。	(1) 気象情報及び地震情報の収集
第1号配備	(1) 栗原市内で震度5弱の地震が観測されたとき。 (2) その他本部長（市長）が必要と認めたとき。	警戒本部設置（現地警戒本部設置）	警戒本部設置における関係部、課、総合支所の所要人員。	(1) 気象情報及び地震情報の収集 (2) 被害状況の把握 (3) 今後の対策検討と準備
第2号配備	(1) 栗原市内で震度5強の地震が観測されたとき。 (2) その他本部長（市長）が必要と認めたとき。	災害対策本部設置（現地災害対策本部設置）	警戒本部における部局長及び関係部、課、総合支所の所要人員で、状況により災害対策本部の設置に移行できる態勢とする。	(1) 被害状況の把握 (2) 応急対策の実施 (3) 今後の対策検討と準備

第3号配備	(1) 栗原市内で震度6弱以上の地震が観測されたとき。 (2) 災害が発生した場合、又は災害が発生するおそれがある場合において本部長（市長）が必要と認めたとき。	災害対策本部 設置 (現地災害対策本部設置)	全職員	(1) 被害状況の把握 (2) 応急対策の実施 (3) 防災関係機関への要請
-------	---	------------------------------	-----	--

注) 地震時の配備体制は、栗原市内で震度4以上が観測されたと同時に自動発令されたものとする。（発令基準の震度観測点＝各総合支所などの震度計）

(2) 部別の配備人員

部 名	課 名	震災時の配備人員				
		第0号 配 備	第1号 配 備	第2号 配 備	第3号 配 備	
栗 原 市 災 害 対 策 本 部	災害対策総務部	危機対策課	○	○	○	○
		総務課		○	○	○
		人事課		○	○	○
		財政課			○	○
		管財課		○	○	○
		税務課			○	○
		会計課				○
		議会事務局		○	○	○
		選挙管理委員会				○
		監査委員事務局				○
	災害対策企画部	企画課	○	○	○	○
		市政情報課		○	○	○
		市民協働課		○	○	○
	災害対策市民生活部	社会福祉課	○	○	○	○
		市民課			○	○
		環境課		○	○	○
		介護福祉課		○	○	○
		子育て支援課		○	○	○
		健康推進課		○	○	○
	災害対策農林振興部	農政園芸課	○	○	○	○
林業畜産課			○	○	○	
農村整備課			○	○	○	
放射性廃棄物等対策室				○	○	
農業委員会事務局				○	○	
災害対策商工観光部	産業戦略課	○	○	○	○	
	田園観光課		○	○	○	
	ジオパーク推進室		○	○	○	
災害対策建設部	建設課	○	○	○	○	
	建築住宅課		○	○	○	
	都市計画課		○	○	○	

部 名	課 名	震災時の配備人員			
		第0号 配 備	第1号 配 備	第2号 配 備	第3号 配 備
災害対策上下水道部	経営課	○	○	○	○
	施設課		○	○	○
災害対策医療部	医療管理課	○	○	○	○
災害対策教育部	教育総務課	○	○	○	○
	学校教育課		○	○	○
	社会教育課		○	○	○
災害対策消防部	文化財保護課		○	○	○
	消防本部	○	○	○	○
	消防団		○	○	○

部 名	課 名	震災時の配備人員				
		第0号 配 備	第1号 配 備	第2号 配 備	第3号 配 備	
現 地 災 害 対 策 本 部	災害対策総務部	市民サービス課	○	○	○	○
	災害対策保健部	保健推進室		○	○	○
	災害対策教育部	教育センター		○	○	○
	災害対策教育部 災害対策消防部	消防署・分署・出張所		○	○	○
		地区団		○	○	○

※災害時の配備体制に該当する課等は、その災害に対応するために必要とされる人員を、事前に所属職員の中から決定し対応に当たること。

※災害時に対応する職員が栗原市を公務及び私用で長期に離れる場合は、代理の者を定め対応に当たること。

※第2号配備で指定されない職員は、待機となるので連絡体制の確保に努めること。

※各施設等は、所属する課と同様な配備体制となるため、必要とされる人員を確保すること。

第2節 地震情報の伝達

地震の被害を最小限にとどめるためには、これらの情報を一刻も早く地域住民等に伝達することが重要である。また、円滑な応急対策活動を実施するため、市は、防災関係機関との緊密な連携のもと、災害に関する情報を迅速かつ的確に把握する体制を整えるものとする。

1 緊急地震速報

(1) 緊急地震速報の発表等

気象庁は、最大震度5弱以上の揺れが予想された場合又は長周期地震動階級3以上が予想された場合に、震度4以上又は長周期地震動階級3以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオで放送する。また、最大震度3以上又は長周期地震動階級1以上、マグニチュード3.5以上等と予想されたときに、緊急地震速報（予報）を発表する。なお、緊急地震速報（警報）のうち予想震度が6弱以上又は長周期地震動階級4の揺れが予想される場合を特別警報に位置付けている。

(2) 緊急地震速報の伝達

総務省消防庁の全国瞬時警報システム（J-A L E R T）を通じて受理した市は、伝達を受けた緊急地震速報を市町村防災行政無線（戸別受信機を含む）等により、市民等への伝達に努める。

(3) 緊急地震速報を見聞きした場合に取るべき行動

緊急地震速報が発表されてから強い揺れが来るまではわずかな時間しかないため、緊急地震速報を見聞きした時は、あわてず、まずは自分の身の安全を守る行動をとる必要がある。

2 地震情報

(1) 情報の種類

気象庁は、地震に関する現象及び観測成果を内容とした地震情報を発表する。

ア 震度速報

地震発生約1分半後、震度3以上を観測した地域名（栗原市は「宮城県北部」の地域に属する）と地震の揺れの検知時刻を速報する。

イ 震源に関する情報

「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。

ウ 震源・震度に関する情報

地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上を観測した地域名と市町村名を発表する。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表する。

エ 各地の震度に関する情報

震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表する。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表する。

地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表する。

オ その他の情報

顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等発表する。

カ 推計震度分布図

震度5弱以上を観測した地震について、観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表する。

キ 長周期地震動に関する観測情報

震度3以上を観測した地震について、高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約20～30分後に気象庁ホームページ上に掲載）

ク 遠地地震に関する情報

地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。

(2) 北海道・三陸沖後発地震注意情報

ア 情報発信条件

(ア) 北海道の根室沖から東北地方の三陸沖の巨大地震の想定震源域及びその領域に影響を与える外側のエリアでMw※（モーメントマグニチュード）7.0以上の地震が発生した場合に、情報が発信される。

※モーメントマグニチュードとは

岩盤のずれの規模をもとにして地震の規模を計算するマグニチュード。地震波形の振幅から計算される通常のマグニチュード（M）に比べて、物理的な意味が明確で、大きな地震に対しても有効だが、複雑な計算が必要なため、地震発生直後に計算することや、規模の小さい地震で精度よく計算することは難しい。

(イ) 想定震源域の外側でMw7.0以上の地震が発生した場合は、地震のMwに基づき想定震源域へ影響を与えるものであると評価された場合に、情報が発信される。

イ 情報発信の流れ

気象庁において一定精度のMwを推定（地震発生後15分～2時間程度）し、情報発信の条件を満たす先発地震であると判断でき次第、内閣府・気象庁合同記者会見が開かれ、「北海道・三陸沖後発地震注意情報」が発信される。

ウ 情報の解説及び防災対応の呼びかけ内容

(ア) 合同記者会見では、気象庁からの「北海道・三陸沖後発地震注意情報」の発信と

解説及び内閣府からの「当該情報を受けてとるべき防災対応の呼びかけ」が行われる。

(イ) 防災対応の呼びかけ内容は、先発地震の被害状況等により変わる。

エ 情報に関する留意事項

(ア) 「北海道・三陸沖後発地震注意情報」は、大規模地震の発生可能性が平時よりも相対的に高まっていることをお知らせする情報であるが、様々な留意事項がある。

(イ) 以下の留意事項を考慮した上で、必要な防災対応をとることが重要である。

a この情報は、防災対応の呼びかけ期間中に、大規模地震が必ず発生するということをお知らせするものではない。

b 後発地震の発生可能性は、先発地震が起こってから時間が経つほど低くなる。

c 後発地震の発生可能性は、先発地震の震源から遠いところほど低くなる。

d 後発地震の発生可能性は、後発地震の規模が大きいほど低くなり、最大クラス(Mw9.0)の後発地震が発生する可能性はさらに低くなる。

e 先発地震を伴わず、大規模地震が突発的に発生する可能性がある。

f 最大クラス(Mw9.0)の地震に備えることが大切だが、より震度が大きくなる可能性のある直下型の地震や、最大クラス(Mw9.0)の地震より発生確率が高い一回り小さいMw8.0クラスの地震等にも備える必要がある。

g 情報発信の対象とする地震の発生エリア(北海道の根室沖から東北地方の三陸沖)の外側でも、先発地震が発生した周辺では、大規模地震が発生する可能性がある。

h すでに発生した先発地震への対応と後発地震に備えた対応を混同しないように配慮することが必要である。

(3) その他の情報等の発表

仙台管区気象台は、地震発生後の地震活動状況や降雨状況を監視し、二次災害防止のために地震情報のほか気象情報等も発表し、注意を喚起する。

また、震度5強以上を観測する地震が発生した市町村では、地盤が脆弱になっている可能性が高く、雨による土砂災害の危険性が通常より高いと考えられることから、大雨警報(土砂災害)・大雨注意報及び土砂災害警戒情報の発表基準を引き下げて運用する。

3 住民等への伝達

市は、広報車、防災行政無線等によるほか、緊急を要する場合はサイレン等も活用する。

(第2編第2章第7節「災害広報活動」を参照のこと。)

第3節 災害情報の収集・伝達体制

全 部

市は、災害情報及び被害報告を迅速、確実に収集し、県及び関係機関に通報、報告するために必要な事項を定め応急対策の迅速を期する。

収集に当たっては、特に住民の生命に関わる情報の収集に重点を置く。

具体的な施策については、第2編第2章第5節「災害情報の収集・伝達体制」に準ずる。

第4節 通信施設の確保

災害対策総務部 災害対策消防部
災害対策企画部

大規模地震災害により、通信施設が被災した場合、防災関係機関の災害応急対策や住民の生活情報収集に大きな影響が生じる。

このため、市及び防災関係機関は、施設の応急復旧又は代替機能の立ち上げについて、所要の措置を講ずるものとする。

具体的な施策については、第2編第2章第6節「通信施設の確保」に準ずる。

第5節 災害広報活動

災害対策総務部 災害対策企画部
災害対策農林振興部

市は、地震災害時において、社会秩序の維持及び民心安定を図るため、災害情報、事前措置、住民の心構え等の広報活動について必要な事項を定め、迅速かつ適切な災害広報を図る。

具体的な施策については、第2編第2章第7節「災害広報活動」に準ずる。

第6節 災害救助法の適用

災害対策市民生活部

市の被害が一定の基準以上、かつ応急的な復旧を必要とする場合、災害救助法を適用し、被災者の保護及び社会秩序の保全を図る。災害救助法による救助は、県が実施する。ただし、市長は、知事から委任された救助事務については、知事の補助機関として実施する。

具体的な施策については、第2編第2章第8節「災害救助法の適用」に準ずる。

第7節 救急・救助活動

災害対策総務部
災害対策市民生活部
災害対策消防部

大規模地震が発生した場合、家屋の倒壊、落下物、出火炎上等によって多数の負傷者が発生するおそれがあり、これらの人々については一刻も早い救出・救助活動が必要となることから、市は、防災関係機関と連絡を密にしながら速やかな応急対策を実施する。また、被害が多方面に広がることも予想されることから、自主防災組織、事業所、住民についても、防災の基本理念に基づき、自ら活動等に従事することとする。

具体的な施策については、第2編第2章第13節「救急・救助活動」に準ずる。

第8節 医療救護活動

災害対策市民生活部
災害対策医療部

市は、大規模な地震災害により、多数の負傷者が発生した場合、通常の活動体制での対応は困難となるおそれがあることから、緊急的な対応策や関係機関の連携を図りながら医療救護活動を実施するものとする。

具体的な施策については、第2編第2章第14節「医療救護活動」に準ずる。

第9節 消火活動

災害対策総務部 災害対策消防部

大規模地震発生時には、同時多発火災の発生等により極めて甚大な被害が予想されるため、市及び消防機関は、住民、自主防災組織、事業所等の協力を得ながら、他の消防機関等との連携を図りつつ、全機能を挙げて被害を最小限に食い止めるため、出火防止措置や消火活動を行う。

1 消火活動の基本

火災による被害を防止又は軽減するため、住民、事業者、自主防災組織等は、地震発生直後の出火防止、初期消火を行うものとし、また、市は防災関係機関と協力して、地震発生直後に、あらゆる方法により住民等に出火防止及び初期消火の徹底について呼び掛ける。

2 消火活動

(1) 消防本部の活動

消防長は、消防署及び消防団を指揮し、各関係機関と相互に連絡を取り、地震災害に関する情報を迅速かつ正確に収集し、次により効果的な消防活動を行う。

ア 初期における情報収集体制

地震発生時において、消防機関が消防力をいかに効率よく発揮するかは、初動体制を確立する上で特に重要なことであるから、有線及び無線等の通信施設のみならず、ヘリコプター、参集職員及び消防団並びに自主防災組織を活用した緊急情報連絡網等あらゆる手段を利用し、迅速・的確な情報収集を行う。

イ 地震による火災の初期消火と延焼防止

地震による火災が発生した場合は、消防署及び消防団を指揮し、初期消火に努め、火災の延焼拡大による被害の軽減を図る。

なお、地震によって、建築物の倒壊、橋りょうの損壊及び交通渋滞等による道路障害が発生し、消火活動が大きく阻害される場合は、道路障害が発生した場合における直近の効果的な回路を利用し、消火活動を行う。

また、地震によって消防水利の確保が困難になった場合は、あらかじめ計画された河川・井戸等の自然水利を活用するほか、長距離中継送水での消火活動を行う。

(2) 消防団の活動

消防団は、地震災害が発生した場合は、消防長及び消防署長の所轄のもと、消防隊として次の消火活動を行う。

ア 出火警戒活動

地震発生により火災等の災害発生が予測される場合は、地域住民に対し、出火警戒を呼び掛ける。

イ 消火活動

地震により出火した場合は、住民と協力して、幹線避難路確保のための消火活動等人命の安全確保を最優先とした初期消火に当たる。

ウ 地震災害情報の収集伝達活動

関係機関と相互に連絡を取り、地震災害の情報を収集するとともに、地域住民へ伝達する。

エ 避難誘導

避難指示等が出された場合は、関係機関と連絡を取りながら、住民を安全な場所に誘導する。

(3) 住民、自主防災組織及び事業所の活動

住民、自主防災組織及び事業所等は、自らの生命及び財産を守るため、出火防止活動及び初期消火を実施するとともに、協力して可能な限り消火活動を行い、火災の拡大を防止するものとする。特に危険物等を取り扱う事業所においては、二次災害の防止に努めるものとする。

ア 住民

(ア) 火気の遮断

ガス栓の閉止、石油ストーブ、電気機器類等火気の遮断を速やかに行うものとする。

(イ) 初期消火活動

火災が発生した場合には、消火器、水道、風呂のくみ置きの水等で初期消火に努めるとともに、消防機関に通報するものとする。

(ウ) 通電火災の防止

被災直後における通電ショート等による二次的火災の発生を防止するよう努めるものとする。

イ 自主防災組織

自主防災組織は、地震災害発生時には次の活動を行うものとする。

(ア) 火気遮断の呼びかけ、点検等

各家庭及び事業所等のガス栓の閉止等の相互呼び掛けを行うとともに、その点検及び確認を行うものとする。

(イ) 初期消火活動

火災が発生した場合には、消火器等を活用して初期消火に努めるとともに、消防機関に通報するものとする。

ウ 事業所

(ア) 火災が発生した場合の措置

a 自衛消防隊により消火器等を活用して初期消火に努めるとともに、速やかに消防機関へ通報するものとする。

b 必要に応じて従業員、来客等の避難誘導を行うものとする。

(イ) 地震災害拡大防止措置

危険物等を取り扱う事業所において、火災が拡大するおそれのあるときは、周辺地域の住民に対し、避難誘導、立入禁止等必要な措置を講ずるものとする。

第10節 警戒活動

全 部

大規模地震発生時においては、火災、家屋倒壊等の発生が予想される中、迅速、的確な避難活動を行う必要があるため、市は、避難のための可能な限りの措置をとることにより、住民の生命、身体の安全の確保に努める。その際、要配慮者について十分考慮する。

具体的な施策については、第2編第2章第4節「避難・誘導対策」に準ずる。

第11節 食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動

災害対策市民生活部
災害対策農林振興部
災害対策上下水道部

大規模地震災害発生時における住民の基本的な生活を確保するため、市は、被災者の食料、飲料水及び生活必需品に対する要望や避難所で不足している物資等を的確に把握し、関係団体等と連携を図りながら迅速かつ円滑な調達・供給活動を行う。

具体的な施策については、第2編第2章第9節「食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動」に準ずる。

第12節 相談活動

災害対策総務部 災害対策市民生活部
災害対策農林振興部 災害対策商工観光部
災害対策建設部 災害対策教育部

市は、大規模な地震災害時において、被災者及び被災者の関係者等からの家族の消息の問い合わせや各種相談、要望等に対応するため、相談活動体制を整備し、防災関係機関とも連携して対応するものとする。

具体的な施策については、第2編第2章第10節「相談活動」に準ずる。

第13節 相互応援活動

災害対策総務部 災害対策市民生活部
災害対策農林振興部 災害対策商工観
光部 災害対策上下水道部 災害対策
消防部

市は、大規模地震災害時においては、市のみでの災害応急対策の実施が困難となる場合は、防災関係機関等に応援要請し、連携を図りながら防災活動に万全を期する。

具体的な施策については、第2編第2章第11節「相互応援活動」に準ずる。

第14節 自衛隊の災害派遣

災害対策総務部

市は、大規模な地震が発生した場合、又は発生するおそれがある場合において、住民の生命、財産の保護のため必要な応急対策の実施が関係機関のみでは困難であり、自衛隊の活動が必要かつ効果的であると認められた場合、自衛隊法（昭和29年法律第16号）第83条の規定に基づき知事に対し自衛隊の災害派遣要請を依頼し、もって効果的かつ迅速な応急活動の実施を期する。

具体的な施策については、第2編第2章第12節「自衛隊の災害派遣」に準ずる。

第15節 交通・輸送活動

災害対策総務部
災害対策建設部
災害対策企画部

市は、緊急輸送の実施に当たっては、住民の生命の安全を確保するための輸送を最優先に行うことを原則とし、被災者の避難及び災害応急対策等の実施に必要な要員及び物資の輸送を応急復旧の各段階に応じて迅速、的確に行うとともに、交通の確保のため、必要な交通規制及び障害物の除去等の活動を行う。

具体的な施策については、第2編第2章第15節「交通・輸送活動」に準ずる。

第16節 ヘリコプターの活動

災害対策総務部 災害対策消防部

大規模な地震災害時には、道路の損壊に加え、建物や電柱等の損壊により道路の通行が困難となることが予想されることから、市は、県及び防災関係機関と連携を図り、機動性に優れたヘリコプターを活用し、初動時における被害情報収集、伝達や救出・救助活動、負傷者の搬送、緊急輸送物資の搬送等、広域的・機動的な活動を行う。

具体的な施策については、第2編第2章第16節「ヘリコプターの活動」に準ずる。

第17節 公共土木施設等の応急復旧

災害対策市民生活部 災害対策農
林振興部 災害対策建設部

道路等の交通基盤、河川及びその他の公共土木施設は、住民の日常生活及び社会・経済活動はもとより、大規模地震災害の発生時の応急対策活動において重要な役割を果たすものである。このため、市は、これらの施設については、それぞれ応急体制を整備し、相互に連携を図りつつ迅速な対応を図る。

具体的な施策については、第2編第2章第17節「公共土木施設等の応急復旧」に準ずる。

第18節 応急住宅等の確保

災害対策建設部

大規模な地震の発生により、住宅を失う被災者が多数生ずる事態が考えられる。これら被災者は、被災直後は避難所等で生活することになるが、その生活が長期間にわたることもある。このため、市は、県と連携を図り、応急仮設住宅の建設をはじめ、空き家になっている公営住宅の活用、さらには被災住宅の応急修理等を積極的に実施する必要がある。

具体的な施策については、第2編第2章第18節「応急住宅等の確保」に準ずる。

第19節 被災建築物の応急危険度判定

市は、地震により被災した建築物について、その後の地震活動等による倒壊の危険性並びに建築物の部材の落下あるいは転倒の危険性をできる限り速やかに判定し、その結果に基づいて恒久的復旧までの間における被災建築物の使用に当たっての危険性を情報提供することにより、被災後の人命に関わる二次災害の防止を図る。

1 判定の対象区域等

市は、各対象区域内において、全壊（倒壊を除く。）、半壊及び一部損壊の建築物が全体のおおむね30%以上の区域を判定の対象区域とし、全壊、半壊及び一部損壊の建築物を判定の対象建築物とする。

2 判定の実施

市は、地震発生後建築物の被害状況の把握を行い、応急危険度判定の必要があると認めた場合は、「被災建築物応急危険度判定業務マニュアル（全国被災建築物応急危険度判定協議会）」、「被災建築物応急危険度判定マニュアル（財団法人日本建築防災協会、全国被災建築物応急危険度判定協議会）」に基づき、応急危険度判定実施の決定を行い、市内判定士に協力を要請するとともに、地震被害の規模に応じて、県に対し、応援判定士の派遣要請を行う。

また、被災宅地危険度判定についても、「被災宅地危険度判定業務実施マニュアル」（被災宅地危険度判定連絡協議会）に基づき、必要な措置を講じて判定を実施するものとする。

3 判定作業の広報

(1) 防災行政無線等を通じて、被災者に対し判定作業に関する以下の内容の広報を実施する。

- ア 応急危険度判定の重要性と目的
- イ 判定作業の内容
- ウ 判定対象建築物
- エ 判定作業の実施区域と実施時期
- オ 判定作業への協力要請
- カ その他注意事項

(2) 判定士への電話等による協力要請が不可能な場合には、防災行政無線等を通じ、次の内容で広報を実施する。

- ア 判定士への判定実施の呼び掛け
- イ 参集日時、参集場所

4 判定結果の表示

判定結果は、「危険」、「要注意」、「調査済」の三種類のステッカーにより、建築物の出入口等の見やすくかつ安全な位置に表示し、当該建築物の所有者・付近歩行者等に周知を図る。

第20節 ボランティア活動

災害対策市民生活部

大規模な地震災害時には、災害応急対策の実施に多くの人員を必要とするため、民間のボランティア団体等の協力を得て、効果的な応急対策を実施する。そのため、市は、災害時に迅速なコーディネートができるよう受入れ・調整体制を整備するとともに、平常時から各種ボランティア団体と緊密な関係を維持しておく。また、災害時に中心的な役割を果たすボランティアリーダーの育成にも努める。

具体的な施策については、第2編第2章第19節「ボランティア活動」に準ずる。

第21節 要配慮者・避難行動要支援者への支援対応

災害対策市民生活部
災害対策商工観光部

大規模な地震災害の発生時には、特に要配慮者や旅行者等に対する様々な応急対策が必要となる。このため、市は関係機関と連携し、必要な諸施策について速やかに実施する。

具体的な施策については、第2編第2章第20節「要配慮者・避難行動要支援者への支援対応」に準ずる。

第22節 愛玩動物の収容対策

災害対策市民生活部
災害対策農林振興部

大規模な地震災害に伴い、所有者不明の動物、負傷動物が多数生ずるとともに、避難所における動物同伴者等の問題も生ずることが予想される。

市は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、県や獣医師会等関係団体との協力体制を確立する。

具体的な施策については、第2編第2章第21節「愛玩動物の収容対策」に準ずる。

第23節 防疫・保健衛生活動

災害対策市民生活部

市は、生活環境の悪化に伴い、被災者が感染症の病原体に対する抵抗力の低下などの悪条件となるため、迅速かつ強力な防疫措置を実施し、感染症まん延の未然防止に万全を期するとともに、被災者の健康状況等に十分配慮した保健衛生活動を実施する。

具体的な施策については、第2編第2章第22節「防疫・保健衛生活動」に準ずる。

第24節 遺体等の搜索・処理・埋葬

災害対策総務部
災害対策市民生活部
災害対策消防部

市は、大規模な地震災害により、死者・行方不明者が生じた場合は、関係機関の協力を得て死亡していると推定される者及び死亡者（以下「遺体」という。）の搜索、収容、応急埋火葬を的確かつ迅速に実施し、民心の安定を図る。

具体的な施策については、第2編第2章第23節「遺体等の搜索・処理・埋葬」に準ずる。

第25節 社会秩序の維持活動

災害対策総務部
災害対策商工観光部

大規模な地震災害発生においては、市場流通の停滞等により、食料、生活必需品の物不足が生じ、この際に売惜しみ、買占め等が起こるおそれがある。このため、市は、物価監視を実施し、さらには流言飛語や犯罪による社会不安、混乱等を防止するための対策を講ずる。

具体的な施策については、第2編第2章第24節「社会秩序の維持活動」に準ずる。

第26節 災害廃棄物の処理活動

災害対策市民生活部

大規模な地震災害発生時には、建築物の倒壊、火災等によって大量の災害廃棄物が発生し、また、避難所等におけるし尿の処理需要が発生するほか、廃棄物処理施設の損壊による処理機能の低下が予想される。このため、市は、廃棄物等の収集及び処理を適切に実施し、環境の保全を図っていく。

具体的な施策については、第2編第2章第25節「災害廃棄物の処理活動」に準ずる。

第27節 応急教育活動

災害対策教育部

教育委員会は、大規模地震災害時における学校施設の被災及び児童・生徒・幼児の被災により、通常の教育を行うことができない場合、教育施設の応急復旧及び被災児童生徒に対する学用品の支給等を行い、応急教育を実施する。

具体的な施策については、第2編第2章第26節「応急教育活動」に準ずる。

第28節 ライフライン施設等の応急復旧

災害対策総務部
災害対策建設部
災害対策上下水道部

ライフラインの復旧は、他機関の復旧作業や民生安定に大きな影響を及ぼすことから、各ライフライン事業者等は、地震発生時において被害状況を迅速かつ的確に把握し、必要な要員及び資機材を確保するとともに、機動力を発揮して応急復旧に努める。なお、必要に応じ、広域的な応援体制をとるよう努める。

市は、必要に応じ、各ライフライン事業者等が実施する応急復旧計画に協力する。

具体的な施策については、第2編第2章第27節「ライフライン施設等の応急復旧」に準ずる。

第29節 防災資機材及び労働力の確保

災害対策総務部
災害対策建設部
災害対策商工観光部

大規模な地震災害時において、速やかな応急対策を実施するため、防災資機材、応急対策のために必要な労働者及び技術者等の調達・確保及び緊急使用等が必要になることが考えられる。

このため、市及び防災関係機関は、災害発生時に円滑な緊急調達等の措置が図られるよう万全を期すものとする。

具体的な施策については、第2編第2章第28節「防災資機材及び労働力の確保」に準ずる。

第30節 危険物施設等の安全確保

災害対策総務部
災害対策消防部

大規模地震により危険物施設等が被害を受け、危険物の流出、その他の事故が発生した場合は、施設等の被害程度を速やかに把握し、二次災害を防止するための迅速かつ適切な応急措置を講ずるとともに、事業所の関係者及び周辺住民等に対する危害防止を図るために、市及び消防本部は防災関係機関と相互に協力し、総合的な被害軽減対策を実施する。

1 危険物施設

市内には、製造所、貯蔵所及び取扱所の危険物施設があり、震災時には振動、火災等により、危険物の漏洩や爆発等の事態の発生が考えられる。これらの施設については、関係法令に基づく災害予防規程等の作成を義務付けられているところであるが、消防本部は、災害が発生した場合に被害を最小限に食い止めるために危険物施設の所有者、管理者又は占有者並びに危険物保安監督者及び危険物取扱者に対して次の事項を指導する。

- (1) 危険物の流出あるいは爆発等のおそれのある作業及び移送を停止するとともに、施設の応急点検と出火等の防止措置
- (2) 混触発火等による火災の防止措置と初期消火活動並びにタンク破損等による流出等による広域拡散の防止措置と応急対策
- (3) 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措施及び防災関係機関との連携活動

2 高圧ガス施設

地震の規模・態様、付近の地形、ガスの種類、気象条件等を考慮し、市は、宮城県高圧ガス保安協会等関係団体と密接な連絡を取りながら、迅速かつ適切な措置をとる。

3 火薬類製造施設等

消防本部は、火薬類製造施設等の関係者及び警察関係機関と連絡を取り、災害の拡大、二次災害の防止を図る。

4 毒物劇物及び指定可燃物貯蔵取扱施設

消防本部は、毒物、劇物及び指定可燃物貯蔵取扱施設の関係者及び関係機関と連携し、災害の拡大、二次災害の防止を図る。